

2014年2月28日

株式会社神戸製鋼所
神鋼ボルト株式会社

神鋼ボルト製品の国土交通大臣認定不適合に関するご説明

本年1月22日及び同月31日にホームページにてお知らせいたしましたとおり、先般、神鋼ボルトの製造する建築用ボルトのうち、建築基準法に基づく国土交通大臣の認定を受けていたものの中に、認定条件を逸脱したもの（以下「本件ボルト」といいます。）があったことが判明しましたが、その後、国土交通省及び関係機関のご尽力によりまして、実際に採用されていた製造条件について追加の国土交通大臣の認定を受けることができました。

追加認定を受けた製品は、別紙1に記載した～の4品目であり、これにより、認定不適合状態が解消され（）、認定取得日である1月31日から、出荷停止や使用中止としていた製品の出荷及び使用が可能となっております（なお、依然不適合状態にある残りの建築用ボルトにつきましても、速やかに追加認定を取得するべく、国土交通省及び関係機関と調整を行っており、追加認定が取得でき次第、神鋼ボルトより公表する予定です。）

関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けすることとなりましたこと、改めてお詫び申し上げます。

既に1月22日付プレスリリースにて公表させて頂きましたとおり、本件ボルトの安全性については、現時点で不適合状態にあるものも含め、別紙1記載の全部の製品について、神鋼ボルトにおいて行った調査及び試験の結果、強度や耐力といった建築用ボルトが有すべき機械的性質の基準を満たしており、また、各出荷時に神鋼ボルトが行っていた出荷前検査においても、上記の機械的性質の基準を満たしていたことが神鋼ボルトの記録から確認できております。さらに、別紙1記載の～の4品目に関しましては、前述のとおり、実際に採用されていた製造条件で国土交通大臣の追加認定を取得できましたので、その安全性が従来認定品と同等であるものと認められたと認識しております。

なお、前述のとおり、別紙1記載の～の4品目が使用された建築物で、既に建築確認の完了検査済証が交付されているものについては、建築基準法第37条の認定不適合状態は実体上解消されております。ただし、万一、当該建築物の施工業者等の関係者の方々に対し、建築確認等の行政手続を所管する都道府県又は市町村（建築基準法上の特定行政庁）から建築基準法に基づく報告の求め等の要請があった場合には、全面的に協力させて頂きたいと考えており、弊社グループとして事態の解消に向けてできることがあれば積極的に関与していく所存です。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

以 上

建築基準法第37条においては、建築物の基礎や主要構造部分等に用いる建築材料には、JIS規格等の規格に適合したもの又は国土交通大臣の認定を受けたもののいずれかを使用することとされているところ、神鋼ボルト製の建築用ボルトが実態に応じた製造条件の国土交通大臣認定を取得したことにより、同法第37条の基準に適合するものとなりました。

【別紙1】

	品目	《従来の認定番号》 大臣認定番号	《今回追加認定番号》 大臣認定番号
①	神鋼スーパートルコンボルト (STCB)	MBLT-0057	MBLT-0117
②	神鋼トルコンボルト	MBLT-9008	MBLT-0118
③	溶融亜鉛メッキ高力ボルト	MBLT-9030	MBLT-0119
④	溶融亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっき 高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット (神鋼SGめっき高力ボルト)	MBLT-0102	MBLT-0120
⑤	神鋼太径ハイテンションボルト	MBLT-0055	—
⑥	神鋼トルコンボルト・FR	MBLT-9016	—
⑦	溶融亜鉛メッキ高力ボルト(FR)	MBLT-9029	—
⑧	防錆処理高力六角ボルト	MBLT-0087	—
⑨	風力発電設備支持物用 溶融亜鉛めっき高強度ボルト(SBGW)	MBLT-0089	—

「—」: 追加認定準備中